



# 宮 崎 県 公 報

令和5年3月9日(木曜日) 第388号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 規 則

○私立学校等に係る学校教育法施行細則…………… (みやざき文化課) 1

### 告 示

- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障がい福祉課) 31
- 保安林の指定予定 (3件) …………… (自然環境課) 31
- 保安林の指定解除…………… ( “ ) 31
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先  
人不明について…………… ( “ ) 31
- 公有水面埋立ての竣功認可…………… (漁業管理課) 32
- 道路の供用の開始 (4件) …………… (道路保全課) 32
- 道路の占用を制限する区域の指定…………… ( “ ) 33

頁

- 海岸保全区域の指定の廃止…………… (港湾課) 33
- 都市計画の変更…………… (都市計画課) 33
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 33
- 宮崎県収入証紙売りさばき人の変更の届出…………… (会計課) 34

### 公 告

- 軽油引取税に係る免税証の無効公告 (2件) …………… (税務課) 34
- 大規模小売店舗の変更に関する届出 (2件) … (商工政策課) 35
- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村整備課) 36
- 基本測量の実施の通知…………… (管理課) 36
- 公共測量の実施の通知…………… ( “ ) 36

### 選挙管理委員会告示

- 個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正…………… 36

## 規 則

私立学校等に係る学校教育法施行細則をここに公布する。

令和5年3月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第7号

#### 私立学校等に係る学校教育法施行細則

私立学校法施行細則 (昭和41年宮崎県規則第4号) の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法施行規則 (昭和22年文部省令第11号。以下「省令」という。) 第19条 (第189条及び第190条において読み替えて準用する場合を含む。) の規定に基づき、学校教育法 (昭和22年法律第26号。以下「法」という。)、学校教育法施行令 (昭和28年政令第340号。以下「政令」という。) 及び省令の規定に基づいてなすべき知事の所管する私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に係る認可の申請及び届出の手續について必要な事項を定めるものとする。

(学校の設置認可の申請)

第2条 法第4条第1項の規定により私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校 (以下「学校」という。) の設置についての認可を受けようとする者は、学校設置認可申請書 (別記様式第1号) に省令第3条に規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類及び図面を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 設置趣意書
- (2) 施設の概要を記載した書類
- (3) 施設の権利関係を証する書類
- (4) 学級編制計画表
- (5) 校具、教具及び図書の明細書
- (6) 教職員編制表
- (7) 教職員名簿
- (8) 校長の履歴書、就任承諾書及び法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書類の写し
- (9) 教職員の履歴書、就任承諾書及び教育職員免許状の写し
- (10) 創立費及びその財源調書
- (11) 開設年度の前年度から開設後2年を経過する日の属する年度までの収支予算書
- (12) 申請年度の前年度の貸借対照表
- (13) 財産目録

- (14) 学校の位置図、配置図及び建築に関する図面
- (15) 設置者が法人である場合にあっては、当該設置についての議決をした理事会等の議事録の写し
- (16) 設置者が法人である場合にあっては、寄附行為等の写し、登記事項証明書、役員名簿及び当該法人の代表者の履歴書並びに私立学校法（昭和24年法律第 270号）第38条第 8 項に該当しない者であることを誓約する書類
- (17) 設置者が私人である場合にあっては、設置者の履歴書及び法第 9 条各号に該当しない者であることを誓約する書類
- (18) その他知事が必要と認める書類  
（学校の廃止認可の申請）

第 3 条 法第 4 条第 1 項の規定により学校の廃止についての認可を受けようとする者は、学校廃止認可申請書（別記様式第 2 号）に省令第 15 条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 教職員の処置方法を記載した書類
- (2) 資産の処置方法を記載した書類
- (3) 指導要録の処置方法を記載した書類
- (4) 設置者が法人である場合にあっては、当該廃止についての議決をした理事会等の議事録の写し
- (5) 設置者が法人である場合にあっては、寄附行為等の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類  
（学校の設置者の変更認可の申請）

第 4 条 法第 4 条第 1 項の規定により学校の設置者の変更についての認可を受けようとする者は、設置者変更認可申請書（別記様式第 3 号）に省令第 14 条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 第 2 条第 12 号及び第 13 号並びに第 16 号又は第 17 号に掲げる書類
- (2) 設置者を変更する年度の前年度から変更後 2 年を経過する日の属する年度までの収支予算書
- (3) 設置者が法人である場合にあっては、当該変更についての議決をした理事会等の議事録の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類  
（高等学校の課程又は学科の設置認可の申請）

第 5 条 法第 4 条第 1 項の規定により高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。次条及び第 10 条において同じ。）の全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程の設置についての認可を受けようとする者は課程設置認可申請書（別記様式第 4 号）に、学科の設置についての認可を受けようとする者は学科設置認可申請書（別記様式第 5 号）にそれぞれ省令第 11 条に規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 第 2 条第 2 号から第 7 号まで、第 9 号、第 12 号及び第 13 号に掲げる書類
- (2) 変更後の学則及び新旧対照表
- (3) 設置年度の前年度から設置後 2 年を経過する日の属する年度までの収支予算書
- (4) 当該設置についての議決をした理事会等の議事録の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類  
（高等学校の課程又は学科の廃止認可の申請）

第 6 条 法第 4 条第 1 項の規定により高等学校の全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程の廃止についての認可を受けようとする者は課程廃止認可申請書（別記様式第 6 号）に、学科の廃止についての認可を受けようとする者は学科廃止認可申請書（別記様式第 7 号）にそれぞれ省令第 15 条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 第 3 条第 1 号から第 3 号までに掲げる書類
- (2) 変更後の学則及び新旧対照表
- (3) 当該廃止についての議決をした理事会等の議事録の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類  
（学校の収容定員に係る学則の変更認可の申請）

第 7 条 法第 4 条第 1 項の規定により学校の収容定員に係る学則の変更についての認可を受けようとする者は、収容定員に係る学則変更認可申請書（別記様式第 8 号）に省令第 5 条第 3 項に規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 第 2 条第 4 号、第 6 号、第 7 号及び第 9 号に掲げる書類
- (2) 変更後の学則及び新旧対照表
- (3) 過去 5 年間の幼児、児童又は生徒（以下「児童等」という。）の収容状況を記載した書類
- (4) 変更後の収容定員が増となる場合は変更年度の前年度から変更後 2 年を経過する日の属する年度までの収支予算書
- (5) 設置者が法人である場合にあっては、当該変更についての議決をした理事会等の議事録の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類  
（校長採用の届出）

第 8 条 法第 10 条の規定により学校の校長を定めた者は、校長採用届（別記様式第 9 号）に省令第 27 条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 校長の就任承諾書及び法第 9 条各号に該当しない者であることを誓約する書類の写し

(2) 設置者が法人である場合においては、当該採用についての議決をした理事会等の議事録の写し

(3) その他知事が必要と認める書類

(学校の目的等の変更の届出)

第9条 政令第27条の2第1項第1号の規定により学校の目的の変更についての届出をしようとする者は目的変更届(別記様式第10号)に、名称の変更についての届出をしようとする者は名称変更届(別記様式第11号)にそれぞれ省令第5条第2項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 変更後の学則及び新旧対照表

(2) 設置者が法人である場合においては、当該変更についての議決をした理事会等の議事録の写し

(3) その他知事が必要と認める書類

2 政令第27条の2第1項第1号の規定により学校の位置の変更についての届出をしようとする者は、位置変更届(別記様式第12号)に省令第5条第2項に規定する書類のほか、次に掲げる書類及び図面を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 第2条第2号、第3号及び第14号に掲げる書類及び図面

(2) 変更後の学則及び新旧対照表

(3) 設置者が法人である場合においては、当該変更についての議決をした理事会等の議事録の写し

(4) その他知事が必要と認める書類

3 政令第27条の2第1項第1号の規定により学校の学則の変更(収容定員に係るものを除く。)についての届出をしようとする者は、学則変更届(別記様式第13号)に省令第5条第2項に規定する書類のほか、第1項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(高等学校の専攻科等の設置又は廃止の届出)

第10条 政令第27条の2第1項第2号の規定により高等学校の専攻科又は別科(以下「専攻科等」という。)の設置についての届出をしようとする者は、専攻科(別科)設置届(別記様式第14号)に省令第11条に規定する書類及び図面のほか、第5条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 政令第27条の2第1項第2号の規定により専攻科等の廃止についての届出をしようとする者は、専攻科(別科)廃止届(別記様式第15号)に省令第15条に規定する書類のほか、第6条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(学校の分校の設置又は廃止の届出)

第11条 政令第27条の2第1項第3号の規定により学校の分校の設置についての届出をしようとする者は、分校設置届(別記様式第16号)に省令第7条に規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 第5条各号(第4号を除く。)に掲げる書類

(2) 設置者が法人である場合においては、当該設置についての議決をした理事会等の議事録の写し

(3) その他知事が必要と認める書類

2 政令第27条の2第1項第3号の規定により学校の分校の廃止についての届出をしようとする者は、分校廃止届(別記様式第17号)に省令第15条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 第6条各号(第3号を除く。)に掲げる書類

(2) 設置者が法人である場合においては、当該廃止についての議決をした理事会等の議事録の写し

(3) その他知事が必要と認める書類

(学校の経費の見積り及び維持方法の変更の届出)

第12条 政令第27条の2第1項第5号の規定により学校の経費の見積り及び維持方法の変更についての届出をしようとする者は、経費の見積り及び維持方法変更届(別記様式第18号)に省令第5条第2項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 変更年度の前年度から変更後2年を経過する日の属する年度までの収支予算書

(2) 設置者が法人である場合においては、当該変更についての議決をした理事会等の議事録の写し

(3) その他知事が必要と認める書類

(学校の校地校舎等の変更の届出)

第13条 政令第27条の2第1項第6号の規定により学校の校地、校舎その他直接保育若しくは教育の用に供する土地及び建物(以下「校地校舎等」という。)に関する権利を取得し、若しくは処分しようとする者又は用途の変更、改築等により校地校舎等の現状に重要な変更を加えようとする者は、校地校舎等変更届(別記様式第19号)に省令第6条に規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 第2条第3号に掲げる書類

(2) 設置者が法人である場合においては、当該変更についての議決をした理事会等の議事録の写し

(3) その他知事が必要と認める書類

(専修学校の設置認可の申請)

第14条 法第130条第1項の規定により私立の専修学校(以下「専修学校」という。)の設置についての認可を受けようとする者は、学校設置認可申請書に省令第187条第1項において準用する省令第3条に規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類及び図面を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 第 2 条各号 (第 9 号を除く。) に掲げる書類及び図面
- (2) 教職員の履歴書、就任承諾書及び教員資格を証する書類  
(専修学校の廃止認可の申請)

第15条 法第 130条第 1 項の規定により専修学校の廃止についての認可を受けようとする者は、学校廃止認可申請書に省令第 188条において準用する省令第15条に規定する書類のほか、第 3 条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(専修学校の設置者の変更認可の申請)

第16条 法第 130条第 1 項の規定により専修学校の設置者の変更についての認可を受けようとする者は、設置者変更認可申請書に省令第 189条において準用する省令第14条に規定する書類のほか、第 4 条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(専修学校の高等課程等の設置又は廃止の認可の申請)

第17条 法第 130条第 1 項の規定により専修学校の高等課程、専門課程又は一般課程 (以下「高等課程等」という。) の設置についての認可を受けようとする者は、課程設置認可申請書に省令第 187条第 1 項において準用する省令第 3 条各号に掲げる事項を記載した書類及び図面のほか、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 第 2 条第 2 号から第 7 号まで、第12号及び第13号並びに第14条第 2 号に掲げる書類
- (2) 変更後の学則及び新旧対照表
- (3) 設置年度の前年度から設置後 2 年を経過する日の属する年度までの収支予算書
- (4) 設置者が法人である場合にあっては、当該設置についての議決をした理事会等の議事録の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 法第 130条第 1 項の規定により専修学校の高等課程等の廃止についての認可を受けようとする者は、課程廃止認可申請書に省令第 188条において準用する省令第15条に規定する書類のほか、第11条第 2 項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(専修学校の目的の変更認可の申請)

第18条 法第 130条第 1 項の規定により専修学校の目的の変更についての認可を受けようとする者は、専修学校目的変更認可申請書 (別記様式第20号) に省令第 189条において準用する省令第11条に規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 第 2 条第 2 号から第 7 号まで、第12号及び第13号並びに第14条第 2 号に掲げる書類
- (2) 変更後の学則及び新旧対照表
- (3) 変更年度の前年度から変更後 2 年を経過する日の属する年度までの収支予算書
- (4) 設置者が法人である場合にあっては、当該変更についての議決をした理事会等の議事録の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

(専修学校の名称、位置又は学則の変更の届出)

第19条 法第 131条の規定により専修学校の名称の変更についての届出をしようとする者は、名称変更届に省令第 189条において準用する省令第 5 条第 2 項に規定する書類のほか、第 9 条第 1 項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 法第 131条の規定により専修学校の位置の変更についての届出をしようとする者は、位置変更届に省令第 189条において準用する省令第 5 条第 2 項に規定する書類のほか、第 9 条第 2 項各号に掲げる書類及び図面を添えて知事に提出しなければならない。

3 法第 131条の規定により専修学校の学則の変更 (学科の設置及び廃止並びに収容定員に係る学則の変更を除く。) についての届出をしようとする者は、学則変更届に省令第 189条において準用する省令第 5 条第 2 項に規定する書類のほか、第 9 条第 1 項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

4 法第 131条の規定により専修学校の学科の設置に係る学則の変更についての届出をしようとする者は、専修学校学科設置に係る学則変更届 (別記様式第21号) に省令第 189条において準用する省令第11条に規定する書類及び図面のほか、第18条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

5 法第 131条の規定により専修学校の学科の廃止に係る学則の変更についての届出をしようとする者は、専修学校学科廃止に係る学則変更届 (別記様式第22号) に省令第 188条において準用する省令第15条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 第 6 条各号 (第 3 号を除く。) に掲げる書類
- (2) 設置者が法人である場合にあっては、当該変更についての議決をした理事会等の議事録の写し

6 法第 131条の規定により専修学校の収容定員に係る学則の変更についての届出をしようとする者は、専修学校収容定員に係る学則変更届 (別記様式第23号) に省令第 189条において準用する省令第 5 条第 3 項に規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 第 2 条第 4 号、第 6 号及び第 7 号並びに第14条第 2 号に掲げる書類
- (2) 変更後の学則及び新旧対照表
- (3) 過去 5 年間の生徒の収容状況を記載した書類
- (4) 変更後の収容定員が増となる場合は変更年度の前年度から変更後 2 年を経過する日の属する年度までの収支予算書
- (5) 設置者が法人である場合にあっては、当該変更についての議決をした理事会等の議事録の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

(専修学校の分校の設置又は廃止の届出)

第20条 法第 131条の規定により専修学校の分校の設置についての届出をしようとする者は、分校設置届に省令第 189条において準用する省令第 7条各号に掲げる事項を記載した書類及び図面のほか、第17条第 1項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 法第 131条の規定により専修学校の分校の廃止についての届出をしようとする者は、分校廃止届に省令第 188条において準用する省令第15条に規定する書類のほか、第11条第 2項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(専修学校の校地校舎等の変更の届出)

第21条 法第 131条の規定により専修学校の校地校舎等に関する権利を取得し、若しくは処分しようとする者又は用途の変更、改築等により校地校舎等の現状に重要な変更を加えようとする者は、校地校舎等変更届に省令第 189条において準用する省令第 6条に規定する書類及び図面のほか、第13条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(専修学校の校長採用の届出)

第22条 法第 133条第 1項において準用する法第10条の規定により専修学校の校長を定めた者は、校長採用届に省令第 189条において読み替えて準用する省令第27条に規定する書類のほか、第 8条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(各種学校の設置認可の申請)

第23条 法第 134条第 2項において準用する法第 4条第 1項の規定により私立の各種学校(以下「各種学校」という。)の設置についての認可を受けようとする者は、学校設置認可申請書に省令第 190条において準用する省令第 3条各号に掲げる事項を記載した書類及び図面のほか、第14条各号に掲げる書類及び図面を添えて知事に提出しなければならない。

(各種学校の廃止認可の申請)

第24条 法第 134条第 2項において準用する法第 4条第 1項の規定により各種学校の廃止についての認可を受けようとする者は、学校廃止認可申請書に省令第 190条において準用する省令第15条に規定する書類のほか、第 3条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(各種学校の設置者の変更認可の申請)

第25条 法第 134条第 2項において準用する法第 4条第 1項の規定により各種学校の設置者の変更についての認可を受けようとする者は、設置者変更認可申請書に省令第 190条において準用する省令第14条に規定する書類のほか、第 4条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(各種学校の収容定員に係る学則の変更認可の申請)

第26条 法第 134条第 2項において準用する法第 4条第 1項の規定により各種学校の収容定員に係る学則の変更についての認可を受けようとする者は、収容定員に係る学則変更認可申請書に省令第 190条において準用する省令第 5条第 3項に規定する書類及び図面のほか、第 19条第 6項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(各種学校の校長採用の届出)

第27条 法第 134条第 2項において準用する法第10条の規定により各種学校の校長を定めた者は、校長採用届に省令第 190条において読み替えて準用する省令第27条に規定する書類のほか、第 8条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(各種学校の目的等の変更の届出)

第28条 政令第27条の 3第 1号の規定により各種学校の目的の変更についての届出をしようとする者は目的変更届に、名称の変更についての届出をしようとする者は名称変更届にそれぞれ省令第 190条において準用する省令第 5条第 2項に規定する書類のほか、第 9条第 1項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 政令第27条の 3第 1号の規定により各種学校の位置の変更についての届出をしようとする者は、位置変更届に省令第 190条において準用する省令第 5条第 2項に規定する書類のほか、第 9条第 2項各号に掲げる書類及び図面を添えて知事に提出しなければならない。

3 政令第27条の 3第 1号の規定により各種学校の学則(収容定員に係るものを除く。)の変更についての届出をしようとする者は、学則変更届に省令第 190条において準用する省令第 5条第 2項に規定する書類のほか、第 9条第 1項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(各種学校の分校の設置又は廃止の届出)

第29条 政令第27条の 3第 2号の規定により各種学校の分校の設置についての届出をしようとする者は、分校設置届に省令第 190条において準用する省令第 7条各号に掲げる事項を記載した書類及び図面のほか、第17条第 1項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 政令第27条の 3第 2号の規定により各種学校の分校の廃止についての届出をしようとする者は、分校廃止届に省令第 190条において準用する省令第15条に規定する書類のほか、第11条第 2項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(各種学校の校地校舎等の変更の届出)

第30条 政令第27条の 3第 3号の規定により各種学校の校地校舎等に関する権利を取得し、若しくは処分しようとする者又は用途の変更、改築等により校地校舎等の現状に重要な変更を加えようとする者は、校地校舎等変更届に省令第 190条において準用する省令第 6条に規定する書類及び図面のほか、第13条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の私立学校法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項

を適宜補正して使用することができる。

別記  
様式第 1 号 (第 2 条、第 14 条、第 23 条関係)

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所  
設置者名  
代表者名

学校設置認可申請書

次のとおり、 学校 (幼稚園) を設置したいので、学校教育法第 4 条第 1 項 (専修学校においては第 130 条第 1 項、各種学校においては第 134 条第 2 項において準用する同法第 4 条第 1 項) の規定により申請します。

添付書類

- 1 学校教育法施行規則第 3 条 (専修学校においては第 187 条において準用する同規則第 3 条、各種学校においては第 190 条において準用する同規則第 3 条) に規定する書類 (目的、名称、位置、学則、経費の見積り及び維持方法並びに開設の時期について記載した書類)
- 2 学校教育法施行規則第 3 条 (専修学校においては第 187 条において準用する同規則第 3 条、各種学校においては第 190 条にて準用する同規則第 3 条) に規定する図面 (校地、校舎その他直接保育又は教育の用に供する土地及び建物の図面)
- 3 設置趣意書
- 4 施設の概要を記載した書類
- 5 施設の権利関係を証する書類
- 6 学級編制計画表
- 7 校具、教具及び図書の明細書
- 8 教職員編制表
- 9 教職員名簿
- 10 校長の履歴書、就任承諾書及び法第 9 条各号に該当しない者であることを誓約する書類の写し
- 11 教職員の履歴書、就任承諾書及び教育職員免許状の写し (専修学校及び各種

学校においては教員資格を証する書類)

- 12 創立費及びその財源調書
- 13 開設年度の前年度から開設後 2 年を経過する日の属する年度までの収支予算書
- 14 申請年度の前年度の貸借対照表
- 15 財産目録
- 16 学校の位置図、配置図及び建築に関する図面
- 17 設置者が法人である場合にあつては、当該設置についての議決をした理事会等の議事録の写し
- 18 設置者が法人である場合にあつては、寄附行為等の写し、登記事項証明書、役員名簿及び当該法人の代表者の履歴書並びに私立学校法第38条第 8 項に該当しない者であることを誓約する書類
- 19 設置者が私人である場合にあつては、設置者の履歴書及び学校教育法第 9 条各号に該当しない者であることを誓約する書類
- 20 その他知事が必要と認める書類



様式第 2 号 (第 3 条、第 15 条、第 24 条関係)

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所

設置者名

代表者名

学校廃止認可申請書

次のとおり、 学校 (幼稚園) を廃止したいので、学校教育法第 4 条第 1 項 (専修学校においては第 130 条第 1 項、各種学校においては第 134 条第 2 項において準用する同法第 4 条第 1 項) の規定により申請します。

添付書類

- 1 学校教育法施行規則第 15 条 (専修学校においては第 188 条において準用する同規則第 15 条、各種学校においては第 190 条において準用する同規則第 15 条) に規定する書類 (廃止の事由及び時期並びに児童等の処置方法を記載した書類)
- 2 教職員の処置方法を記載した書類
- 3 資産の処置方法を記載した書類
- 4 指導要録の処置方法を記載した書類
- 5 設置者が法人である場合にあつては、当該廃止についての議決をした理事会等の議事録の写し
- 6 設置者が法人である場合にあつては、寄附行為等の写し
- 7 その他知事が必要と認める書類

様式第 3 号 (第 4 条、第 16 条、第 25 条関係)

年 月 日

宮崎県知事 殿

旧設置者住所  
設 置 者 名  
代 表 者 名  
新設置者住所  
設 置 者 名  
代 表 者 名

設置者変更認可申請書

次のとおり、 学校 (幼稚園) の設置者を変更したいので、学校教育法第 4 条第 1 項 (専修学校においては第 130 条第 1 項、各種学校においては第 134 条第 2 項において準用する同法第 4 条第 1 項) の規定により申請します。

添付書類

- 1 学校教育法施行規則第 14 条 (専修学校においては第 189 条において準用する同規則第 14 条、各種学校においては第 190 条において準用する同規則第 14 条) に規定する書類 (変更前及び変更後の目的、名称、位置、学則、経費の見積り及び維持方法並びに変更の事由及び時期を記載した書類)
- 2 申請年度の前年度の貸借対照表
- 3 財産目録
- 4 設置者が法人である場合にあつては、寄附行為等の写し、登記事項証明書、役員名簿及び当該法人の代表者の履歴書並びに私立学校法第 38 条第 8 項に該当しない者であることを誓約する書類
- 5 設置者が私人である場合にあつては、新設置者の履歴書及び学校教育法第 9 条各号に該当しない者であることを誓約する書類
- 6 設置者が変更する年度の前年度から変更後 2 年を経過する日の属する年度までの収支予算書
- 7 設置者が法人である場合にあつては、当該変更についての議決をした理事会等の議事録の写し
- 8 その他知事が必要と認める書類

様式第 4 号 (第 5 条、第 17 条関係)

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所  
設置者名  
代表者名

課程設置認可申請書

次のとおり、 学校に 課程を設置したいので、学校教育法第 4 条第 1 項 (専修学校においては学校教育法第 130 条第 1 項) の規定により申請します。

添付書類

- 1 学校教育法施行規則第 11 条 (専修学校においては第 187 条において準用する同規則第 3 条) に規定する書類 (事由 (目的)、名称、位置、学則の変更事項 (学則)、経費の見積り及び維持方法並びに開設の時期を記載した書類)
- 2 学校教育法施行規則第 11 条 (専修学校においては第 187 条において準用する同規則第 3 条) に規定する図面 (当該設置に係る部分の校地校舎等の図面)
- 3 施設の概要を記載した書類
- 4 施設の権利関係を証する書類
- 5 学級編制計画表
- 6 校具、教具及び図書の詳細書
- 7 教職員編制表
- 8 教職員名簿
- 9 教職員の履歴書、就任承諾書及び教育職員免許状の写し (専修学校においては教員資格を証する書類)
- 10 申請年度の前年度の貸借対照表
- 11 財産目録
- 12 変更後の学則及び新旧対照表
- 13 設置年度の前年度から設置後 2 年を経過する日の属する年度までの収支予算書
- 14 設置者が法人である場合にあつては、当該設置についての議決をした理事会等の議事録の写し
- 15 その他知事が必要と認める書類

様式第 5 号 (第 5 条関係)

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所  
設置者名  
代表者名

学科設置認可申請書

次のとおり、 学校に 学科を設置したいので、学校教育法第 4 条第 1 項の規定により申請します。

添付書類

- 1 学校教育法施行規則第 11 条に規定する書類 (事由、名称、位置、学則の変更事項、経費の見積り及び維持方法並びに開設の時期を記載した書類)
- 2 学校教育法施行規則第 11 条に規定する図面 (当該設置に係る部分の校地校舎等の図面)
- 3 施設の概要を記載した書類
- 4 施設の権利関係を証する書類
- 5 学級編制計画表
- 6 校具、教具及び図書の詳細書
- 7 教職員編制表
- 8 教職員名簿
- 9 教職員の履歴書、就任承諾書及び教育職員免許状の写し (専修学校においては教員資格を証する書類)
- 10 申請年度の前年度の貸借対照表
- 11 財産目録
- 12 変更後の学則及び新旧対照表
- 13 設置年度の前年度から設置後 2 年を経過する日の属する年度までの収支予算書
- 14 当該設置についての議決をした理事会等の議事録の写し
- 15 その他知事が必要と認める書類

様式第 6 号 (第 6 条、第 17 条関係)

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所  
設置者名  
代表者名

課程廃止認可申請書

次のとおり、 学校の 課程を廃止したいので、学校教育法第 4 条第 1 項 (専修学校においては第 130 条第 1 項) の規定により申請します。

添付書類

- 1 学校教育法施行規則第 15 条 (専修学校においては第 188 条において準用する同規則第 15 条) に規定する書類 (廃止の事由及び時期並びに生徒の処置方法を記載した書類)
- 2 教職員の処置方法を記載した書類
- 3 資産の処置方法を記載した書類
- 4 指導要録の処置方法を記載した書類
- 5 変更後の学則及び新旧対照表
- 6 設置者が法人である場合にあっては、当該廃止についての議決をした理事会等の議事録の写し
- 7 その他知事が必要と認める書類

様式第 7 号 (第 6 条関係)

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所  
設置者名  
代表者名

学科廃止認可申請書

次のとおり、 学校の 学科を廃止したいので、学校教育法第 4 条第 1 項の規定により申請します。

添付書類

- 1 学校教育法施行規則第 15 条に規定する書類 (廃止の事由及び時期並びに生徒の処置方法を記載した書類)
- 2 教職員の処置方法を記載した書類
- 3 資産の処置方法を記載した書類
- 4 指導要録の処置方法を記載した書類
- 5 変更後の学則及び新旧対照表
- 6 当該廃止についての議決をした理事会等の議事録の写し
- 7 その他知事が必要と認める書類

様式第 8 号 (第 7 条、第 26 条関係)

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所  
設置者名  
代表者名

収容定員に係る学則変更認可申請書

次のとおり、 学校 (幼稚園) の収容定員に係る学則を変更したいので、学校教育法第 4 条第 1 項 (各種学校においては第 134 条第 2 項において準用する同法第 4 条第 1 項) の規定により申請します。

添付書類

- 1 学校教育法施行規則第 5 条第 3 項 (各種学校においては第 190 条において準用する同規則第 5 条第 3 項) に規定する書類 (変更の事由及び時期並びに経費の見積り及び維持方法を記載した書類)
- 2 学校教育法施行規則第 5 条第 3 項 (各種学校においては第 190 条において準用する同規則第 5 条第 3 項) に規定する図面 (変更後の収容定員に必要な校地校舎等の図面)
- 3 学級編制計画表
- 4 教職員編制表
- 5 教職員名簿
- 6 教職員の履歴書、就任承諾書及び教育職員免許状の写し (各種学校においては教員資格を証する書類)
- 7 変更後の学則及び新旧対照表
- 8 過去 5 年間の児童等の収容状況を記載した書類
- 9 変更後の収容定員が増となる場合は変更年度の前年度から変更後 2 年を経過する日の属する年度までの収支予算書
- 10 設置者が法人である場合にあっては、当該変更についての議決をした理事会等の議事録の写し
- 11 その他知事が必要と認める書類

様式第 9 号 (第 8 条、第 22 条、第 27 条関係)

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所  
設置者名  
代表者名

校長採用届

次のとおり、 学校 (幼稚園) の校 (園) 長として 年 月 日付をも  
って を採用したので、学校教育法第 10 条 (専修学校においては、第 133 条に  
おいて準用する同法第 10 条、各種学校においては、第 134 条第 2 項において準用する  
同法第 10 条) の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 学校教育法施行規則第 27 条 (専修学校においては第 189 条において読み替えて準用する同規則第 27 条、各種学校においては第 190 条において読み替えて準用する同規則第 27 条) に規定する書類 (校 (園) 長の履歴書)
- 2 校 (園) 長の就任承諾書及び学校教育法第 9 条各号に該当しない者であることを誓約する書類の写し
- 3 設置者が法人である場合にあつては、当該採用についての議決をした理事会等の議事録の写し
- 4 その他知事が必要と認める書類



様式第10号 (第9条、第28条関係)

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所  
設置者名  
代表者名

#### 目的変更届

次のとおり、 学校(幼稚園)の目的を変更したいので、学校教育法施行令第27条の2第1項第1号(各種学校においては第27条の3第1号)の規定により届け出ます。

#### 添付書類

- 1 学校教育法施行規則第5条第2項(各種学校においては第190条において準用する同規則第5条第2項)に規定する書類(変更の事由及び時期を記載した書類)
- 2 変更後の学則及び新旧対照表
- 3 設置者が法人である場合にあつては、当該変更についての議決をした理事会等の議事録の写し
- 4 その他知事が必要と認める書類

様式第11号 (第9条、第19条、第28条関係)

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所  
設置者名  
代表者名

名称変更届

次のとおり、 学校 (幼稚園) の名称を変更したいので、学校教育法施行令第27条の2第1項第1号 (専修学校においては学校教育法第131条、各種学校においては学校教育法施行令第27条の3第1号) の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 学校教育法施行規則第5条第2項 (専修学校においては第189条において準用する同規則第5条第2項、各種学校においては第190条において準用する同規則第5条第2項) に規定する書類 (変更の事由及び時期を記載した書類)
- 2 変更後の学則及び新旧対照表
- 3 設置者が法人である場合にあっては、当該変更についての議決をした理事会等の議事録の写し
- 4 その他知事が必要と認める書類

様式第12号 (第9条、第19条、第28条関係)

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所

設置者名

代表者名

位置変更届

次のとおり、 学校 (幼稚園) の位置を変更したいので、学校教育法施行令第27条の2第1項第1号 (専修学校においては学校教育法第131条、各種学校においては学校教育法施行令第27条の3第1号) の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 学校教育法施行規則第5条第2項 (専修学校においては第189条において準用する同規則第5条第2項、各種学校においては第190条において準用する同規則第5条第2項) に規定する書類 (変更事由及び時期を記載した書類)
- 2 施設の概要を記載した書類
- 3 施設の権利関係を証する書類
- 4 学校の位置図、配置図及び建築に関する図面
- 5 変更後の学則及び新旧対照表
- 6 設置者が法人である場合にあっては、当該変更についての議決をした理事会等の議事録の写し
- 7 その他知事が必要と認める書類

様式第13号 (第 9 条、第19条、第28条関係)

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所

設置者名

代表者名

学則変更届

次のとおり、 学校 (幼稚園) の学則 (園則) を変更したいので、学校教育法施行令第27条の2第1項第1号 (専修学校は学校教育法第 131条、各種学校は学校教育法施行令第27条の3第1号) の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 学校教育法施行規則第5条第2項 (専修学校においては第 189条において準用する同規則第5条第2項、各種学校においては第 190条において準用する同規則第5条第2項) に規定する書類 (変更の事由及び時期を記載した書類)
- 2 変更後の学則及び新旧対照表
- 3 設置者が法人である場合にあっては、当該変更についての議決をした理事会等の議事録の写し
- 4 その他知事が必要と認める書類

様式第14号 (第10条関係)

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所

設置者名

代表者名

専攻科 (別科) 設置届

次のとおり、 学校に 専攻科 (別科) を設置したいので、学校教育法施行令第27条の2第1項第2号の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 学校教育法施行規則第11条に規定する書類 (事由、名称、位置、学則の変更事項、経費の見積り及び維持方法並びに開設の時期を記載した書類)
- 2 学校教育法施行規則第11条に規定する図面 (当該設置に係る部分の校地校舎等の図面)
- 3 施設の概要を記載した書類
- 4 施設の権利関係を証する書類
- 5 学級編制計画表
- 6 校具、教具及び図書の詳細書
- 7 教職員編制表
- 8 教職員名簿
- 9 教職員の履歴書、就任承諾書及び教育職員免許状の写し
- 10 申請年度の前年度の貸借対照表
- 11 財産目録
- 12 変更後の学則及び新旧対照表
- 13 設置年度の前年度から設置後2年を経過する日の属する年度までの収支予算書
- 14 当該設置についての議決をした理事会等の議事録の写し
- 15 その他知事が必要と認める書類

様式第15号 (第10条関係)

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所

設置者名

代表者名

専攻科 (別科) 廃止届

次のとおり、 学校の 専攻科 (別科) を廃止したいので学校教育法施行令第27条の2第1項第2号の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 学校教育法施行規則第15条に規定する書類 (廃止の事由及び時期並びに生徒の処置方法を記載した書類)
- 2 教職員の処置方法を記載した書類
- 3 資産の処置方法を記載した書類
- 4 指導要録の処置方法を記載した書類
- 5 変更後の学則及び新旧対照表
- 6 当該廃止についての議決をした理事会等の議事録の写し
- 7 その他知事が必要と認める書類

様式第 16 号 (第 11 条、第 20 条、第 29 条関係)

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所  
設置者名  
代表者名

分校設置届

次のとおり、 学校 (幼稚園) に分校を設置したいので、学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項第 3 号 (専修学校においては学校教育法第 131 条、各種学校においては学校教育法施行令第 27 条の 3 第 2 号) の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 学校教育法施行規則第 7 条 (専修学校においては第 189 条において準用する同規則第 7 条、各種学校においては第 190 条において準用する同規則第 7 条) に規定する書類 (事由、名称、位置、学則の変更事項、経費の見積り及び維持方法並びに開設の時期を記載した書類)
- 2 学校教育法施行規則第 7 条 (専修学校においては第 189 条において準用する同規則第 7 条、各種学校においては第 190 条において準用する同規則第 7 条) に規定する図面 (校地校舎等の図面)
- 3 施設の概要を記載した書類
- 4 施設の権利関係を証する書類
- 5 学級編制計画表
- 6 校具、教具及び図書の明細書
- 7 教職員編制表
- 8 教職員名簿
- 9 教職員の履歴書、就任承諾書及び教育職員免許状の写し (専修学校及び各種学校においては教員資格を証する書類)
- 10 申請年度の前年度の貸借対照表
- 11 財産目録
- 12 変更後の学則及び新旧対照表
- 13 設置年度の前年度から設置後 2 年を経過する日の属する年度までの収支予算書
- 14 設置者が法人である場合にあっては、当該設置についての議決をした理事会等の議事録の写し
- 15 その他知事が必要と認める書類

様式第 17 号 (第 11 条、第 20 条、第 29 条関係)

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所  
設置者名  
代表者名

分校廃止届

次のとおり、 学校 (幼稚園) の分校を廃止したいので、学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項第 3 号 (専修学校においては学校教育法第 131 条、各種学校においては学校教育法施行令第 27 条の 3 第 2 号) の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 学校教育法施行規則第 15 条 (専修学校においては第 188 条において準用する同規則第 15 条、各種学校においては第 190 条において準用する同規則第 15 条) に規定する書類 (廃止の事由及び時期並びに児童等の処置方法を記載した書類)
- 2 教職員の処置方法を記載した書類
- 3 資産の処置方法を記載した書類
- 4 指導要録の処置方法を記載した書類
- 5 変更後の学則及び新旧対照表
- 6 設置者が法人である場合にあっては、当該廃止についての議決をした理事会等の議事録の写し
- 7 その他知事が必要と認める書類



様式第18号 (第12条関係)

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所

設置者名

代表者名

経費の見積り及び維持方法変更届

次のとおり、 学校 (幼稚園) の経費の見積り及び維持方法を変更したいので、学校教育法施行令第27条の2第1項第5号の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 学校教育法施行規則第5条第2項に規定する書類 (変更の事由及び時期を記載した書類)
- 2 変更年度の前年度から変更後2年を経過する日の属する年度までの収支予算書
- 3 設置者が法人である場合にあつては、当該変更についての議決をした理事会等の議事録の写し
- 4 その他知事が必要と認める書類

様式第19号 (第13条、第21条、第30条関係)

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所

設置者名

代表者名

校地校舎等変更届

次のとおり、 学校 (幼稚園) の校地校舎等に関する権利を取得し、又は処分したい (用途の変更、改築等により校地校舎等の現状に重要な変更を加えたい) ので、学校教育法施行令第27条の2第1項第6号 (専修学校においては学校教育法第 131条、各種学校においては学校教育法施行令第27条の3第3号) の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 学校教育法施行規則第6条 (専修学校においては第189条において準用する同規則第6条、各種学校においては第190条において準用する同規則第6条) に規定する書類 (変更の事由及び時期を記載した書類)
- 2 学校教育法施行規則第6条 (専修学校においては第189条において準用する同規則第6条、各種学校においては第190条において準用する同規則第6条) に規定する図面 (当該校地校舎等の図面)
- 3 施設の権利関係を証する書類
- 4 設置者が法人である場合にあっては、当該変更についての議決をした理事会等の議事録の写し
- 5 その他知事が必要と認める書類

様式第 20 号 (第 18 条関係)

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所  
設置者名  
代表者名

専修学校目的変更認可申請書

次のとおり、 学校の目的を変更したいので、学校教育法第 130 条第 1 項の規定により申請します。

添付書類

- 1 学校教育法施行規則第 189 条において準用する同規則第 11 条に規定する書類  
(事由、名称、位置、学則の変更事項、経費の見積り及び維持方法並びに目的の変更の時期を記載した書類)
- 2 学校教育法施行規則第 189 条において準用する同規則第 11 条に規定する図面  
(当該変更に係る部分の校地校舎等の図面)
- 3 施設の概要を記載した書類
- 4 施設の権利関係を証する書類
- 5 学級編制計画表
- 6 校具、教具及び図書の詳細書
- 7 教職員編制表
- 8 教職員名簿
- 9 申請年度の前年度の貸借対照表
- 10 財産目録
- 11 教職員の履歴書、就任承諾書及び教員資格を証する書類
- 12 変更後の学則及び新旧対照表
- 13 変更年度の前年度から変更後 2 年を経過する日の属する年度までの収支予算書
- 14 設置者が法人である場合にあっては、当該変更についての議決をした理事会等の議事録の写し
- 15 その他知事が必要と認める書類

様式第 21 号 (第 19 条関係)

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所  
設置者名  
代表者名

専修学校学科設置に係る学則変更届

次のとおり、 学校に 学科を設置したいので、学校教育法第 131 条の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 学校教育法施行規則第 189 条において準用する同規則第 11 条に規定する書類 (事由、名称、位置、学則の変更事項、経費の見積り及び維持方法並びに学則の変更の時期について記載した書類)
- 2 学校教育法施行規則第 189 条において準用する同規則第 11 条に規定する図面 (学科の設置に必要な校地校舎等の図面)
- 3 施設の概要を記載した書類
- 4 施設の権利関係を証する書類
- 5 学級編制計画表
- 6 校具、教具及び図書の詳細書
- 7 教職員編制表
- 8 教職員名簿
- 9 申請年度の前年度の貸借対照表
- 10 財産目録
- 11 教職員の履歴書、就任承諾書及び教員資格を証する書類
- 12 変更後の学則及び新旧対照表
- 13 変更年度の前年度から変更後 2 年を経過する日の属する年度までの収支予算書
- 14 設置者が法人である場合にあっては、当該変更についての議決をした理事会等の議事録の写し
- 15 その他知事が必要と認める書類

様式第 22 号 (第 19 条関係)

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所  
設置者名  
代表者名

専修学校学科廃止に係る学則変更届

次のとおり、 学校の 学科を廃止したいので、学校教育法第 131 条の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 学校教育法施行規則第 188 条において準用する同規則第 15 条に規定する書類 (廃止の事由、時期及び生徒の処置方法を記載した書類)
- 2 教職員の処置方法を記載した書類
- 3 資産の処置方法を記載した書類
- 4 指導要録の処置方法を記載した書類
- 5 変更後の学則及び新旧対照表
- 6 設置者が法人である場合にあっては、当該廃止についての議決をした理事会等の議事録の写し
- 7 その他知事が必要と認める書類

様式第 23 号 (第 19 条関係)

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所  
設置者名  
代表者名

専修学校の収容定員に係る学則変更届

次のとおり、 学校の収容定員を変更したいので、学校教育法第 131 条の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 学校教育法施行規則第 189 条において準用する同規則第 5 条第 3 項に規定する書類(変更の事由及び時期並びに経費の見積り及び維持方法について記載した書類)
- 2 学校教育法施行規則第 189 条において準用する同規則第 5 条第 3 項に規定する図面(変更後の収容定員に必要な校地校舎等の図面)
- 3 学級編制計画表
- 4 教職員編制表
- 5 教職員名簿
- 6 教職員の履歴書、就任承諾書及び教員資格を証する書類
- 7 変更後の学則及び新旧対照表
- 8 過去 5 年間の生徒の収容状況を記載した書類
- 9 変更後の収容定員が増となる場合は変更年度の前年度から変更後 2 年を経過する日の属する年度までの収支予算書
- 10 設置者が法人である場合にあっては、当該変更についての議決をした理事会等の議事録の写し
- 11 その他知事が必要と認める書類

## 告 示

## 宮崎県告示第179号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和5年3月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
田中美幸	医療法人文誠会百瀬病院	日南市	内科	令和5年3月1日

## 宮崎県告示第180号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和5年3月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町北河内字平佐3187(次の図に示す部分に限る。)、3208-1、3208-5、字板淵3346-1、3346-12、3346-14、3346-16、3346-17
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 宮崎県告示第181号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和5年3月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町郷之原字大谷乙3058-2、乙3059-2、乙3062、乙3063、乙3071、乙3071-1、字寺之河内乙3136、乙3140-3、乙3143-1
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 宮崎県告示第182号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和5年3月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字尾地ヶ谷4181
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 次の森林については、主伐は択伐による。  
字尾地ヶ谷4181(次の図に示す部分に限る。)
    - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 宮崎県告示第183号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定解除をする。

令和5年3月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 解除に係る保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町北郷宇納間字汐813-1・813-20・815-1(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 解除の理由 砂防設備用地とするため
 

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 宮崎県告示第184号

保安林の指定施業要件の変更予定(令和5年宮崎県告示第123号)に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年3月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
  - (1) 日向市役所  
小田辰次郎
  - (2) 諸塚村役場  
園田次八、園田力、古本久治、古本十太郎、甲斐正章、小田竹治、松田次吉、西田守、池田幸吉、中田辰治、奈須アソ子、奈須幸子、奈須浩子、奈須省憲、尾形峯松
  - (3) 高千穂町役場  
佐藤船治、奈須タネ子
- 2 通知の要旨
  - (1) 保安林の指定施業要件を変更する予定である。
  - (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和5年宮崎県告示第 123号によること。

**宮崎県告示第 185号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功認可をした。  
令和5年3月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 竣功認可年月日  
令和5年3月9日
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
宮崎県  
宮崎市橋通東2丁目10番1号  
宮崎県知事 河野俊嗣
- 3 埋立区域
  - (1) 位置  
宮崎県宮崎市大字内海浜田地先公有水面
  - (2) 区域  
別表1の各地点のうち、1点から20点までを順次に結んだ線における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

地 点	地 点 の 位 置
1点	北緯31度44分24秒9526、東経 131度28分9秒9525 (以下「基点」という。)から 188度36分14秒 19.79mの地点
2点	1点から 214度42分39秒 1.22mの地点
3点	2点から 124度42分19秒 1.00mの地点
4点	3点から 34度42分19秒 1.05mの地点
5点	4点から 124度42分19秒 6.98mの地点
6点	5点から 34度42分19秒 179.80mの地点
7点	6点から 69度00分19秒 39.67mの地点
8点	7点から 159度00分19秒 1.05mの地点
9点	8点から 69度00分19秒 1.34mの地点
10点	9点から 338度57分49秒 1.17mの地点
11点	10点から 352度07分52秒 0.49mの地点
12点	11点から 250度59分56秒 0.39mの地点
13点	12点から 248度58分06秒 38.92mの地点
14点	13点から 158度56分01秒 0.48mの地点
15点	14点から 248度58分06秒 2.00mの地点
16点	15点から 214度44分02秒 0.24mの地点
17点	16点から 304度42分18秒 0.48mの地点
18点	17点から 214度42分28秒 178.52mの地点

19点	18点から	304度29分48秒	6.21mの地点
20点	19点から	214度29分48秒	0.76mの地点

- (3) 面積  
149.68㎡
- 4 埋立ての免許の年月日及び番号  
平成30年9月26日  
シレイ 26755-1240
- 5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名  
宮崎市

**宮崎県告示 186号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年3月9日から同年同月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	219号	児湯郡西米良村大字村所字砥山谷210番1地先から同郡同村同大字同字 211番1地先まで	令和5年3月9日

**宮崎県告示第 187号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年3月9日から同年同月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	327号	日向市東郷町八重原字荒内1146番5地先から同市同町八重原同字1146番5地先まで	令和5年3月9日

**宮崎県告示第 188号**



道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年3月9日から同年同月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	388号	東臼杵郡美郷町南郷鬼神野字弓弦葉1569番6地先から同郡同町南郷鬼神野同字1569番6地先まで	令和5年3月9日

宮崎県告示第 189号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年3月9日から同年同月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
215	県道	板上曾木線	延岡市北方町板上字梶野戊 716番67地先から同市同町板上同字戊 716番67地先まで	令和5年3月9日

宮崎県告示第 190号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和5年3月9日から同年同月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	219号	児湯郡西米良村大字村所字砦山谷 210

番 1 地先から同郡同村同大字同字 211番 1 地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和5年3月24日

宮崎県告示第 191号

海岸法（昭和31年法律第 101号）第3条第 1 項の規定により、昭和35年宮崎県告示第 292号で指定した宮崎県日向灘沿岸延岡港海岸東海地区海岸保全区域は、廃止する。

なお、当該廃止に係る関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 192号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県西臼杵支庁土木課並びに高千穂町建設課において公衆の縦覧に供する。

令和5年3月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及びその名称

- (1) 種類  
高千穂都市計画道路
- (2) 名称  
3・5・6号青葉通線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分  
なし
- (2) 削除する部分  
高千穂町大字三田井字神殿、字御塩井、字寺迫、字田口野及び字狭山の各一部

宮崎県告示第 193号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和5年3月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	申請者氏名	位 置	道路の概要（メートル）		指 定年月日
			幅員	延長	
(西都) 2022-1	大平産業株式会社代表取締役	西都市大字右松字長畑 405番24	6.00	38.86	令和5年2月22日

役平岩直  
樹

宮崎県告示第 194号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第11条第4項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

令和5年3月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
売りさばき 人の氏名	売りさばき をする場所	売りさばき 人の氏名	売りさばき をする場所	
延岡農業協 同組合	延岡市北一 ヶ岡4丁目 4番地8 延岡農業協 同組合伊形 支店内	延岡農業協 同組合	延岡市北一 ヶ岡4丁目 4番地8 延岡農業協 同組合伊形 支店内	令和5年 2月6日
	延岡市恒富 町4丁目27 番地 延岡 農業協同組 合恒富支店 内		延岡市恒富 町4丁目27 番地 延岡 農業協同組 合恒富支店 内	
	延岡市出北 2丁目19番 地12 延岡 農業協同組 合東延岡支 店内		延岡市出北 2丁目19番 地12 延岡 農業協同組 合東延岡支 店内	
	延岡市川原 崎町 281番 地 1 延岡 農業協同組 合岡富支店 内		延岡市野田 1丁目4番 地 5 延岡 農業協同組 合南方支店 内	
	延岡市野田 1-4-5 延岡農業 協同組合南 方支店内		延岡市大門 町 804番地 延岡農業 協同組合東 海支店内	
	延岡市大門 町 804番地 延岡農業 協同組合東 海支店内		延岡市北方 町川水流卯 1366番地 延岡農業協 同組合北方 支店内	

延岡市北方 町川水流卯 1366番地 延岡農業協 同組合北方 支店内	延岡市北浦 町古江2402 番地 2 延 岡農業協同 組合北浦支 店内
延岡市北浦 町古江2402 番地 2 延 岡農業協同 組合北浦支 店内	延岡市北川 町川内名71 03番地 1 延岡農業協 同組合北川 支店内
延岡市北川 町川内名71 03番地 延 岡農業協同 組合北川支 店内	

公 告

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号）第76条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

令和5年3月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 免税証の種類  
50ℓ券20枚  
100ℓ券70枚
- 用途  
漁船以外の船舶
- 記号及び番号  
50ℓ券F 3202346～F 3202365  
100ℓ券G 3205023～G 3205092
- 有効期間  
令和4年10月1日から令和5年3月31日まで
- 免税証に記載した販売店の名称  
有限会社肥後商店
- 紛失年月日  
令和4年11月上旬

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号）第76条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

令和5年3月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 免税証の種類  
50ℓ券20枚  
100ℓ券70枚
- 用途  
漁船以外の船舶

<p>3 記号及び番号 50 ℓ 券 F 3202366～F 3202385 100 ℓ 券 G 3205093～G 3205162</p> <p>4 有効期間 令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで</p> <p>5 免税証に記載した販売店の名称 株式会社マルマサ</p> <p>6 紛失年月日 令和 4 年 11 月上旬</p>	<p>に、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>令和 5 年 3 月 9 日</p> <p>宮崎県知事 河野俊嗣</p>
<p>大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>令和 5 年 3 月 9 日</p> <p>宮崎県知事 河野俊嗣</p>	<p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ケーズデンキ小林店 小林市大字堤 3026-4 外</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 坂下陽一 茨城県水戸市城南 2 丁目 7 番 5 号</p>
<p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ケーズデンキ延岡店 延岡市緑ヶ丘 1 丁目 2 番 2 外</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司 福岡県福岡市博多区博多駅南 2 丁目 9 番 11 号</p> <p>3 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 坂下陽一 茨城県水戸市柳町 1 丁目 13 番 20 号 (変更後) 株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 坂下陽一 茨城県水戸市城南 2 丁目 7 番 5 号</p>	<p>3 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 坂下陽一 茨城県水戸市柳町 1 丁目 13 番 20 号 (変更後) 株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 坂下陽一 茨城県水戸市城南 2 丁目 7 番 5 号</p> <p>4 変更の年月日 令和 4 年 8 月 1 日</p> <p>5 変更する理由 本店所在地変更のため</p> <p>6 届出年月日 令和 5 年 2 月 27 日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 令和 5 年 3 月 9 日から令和 5 年 7 月 10 日まで</p>
<p>4 変更の年月日 令和 4 年 8 月 1 日</p> <p>5 変更する理由 本店所在地変更のため</p> <p>6 届出年月日 令和 5 年 2 月 27 日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 令和 5 年 3 月 9 日から令和 5 年 7 月 10 日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 令和 5 年 3 月 9 日から令和 5 年 7 月 10 日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに</p>	<p>8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 令和 5 年 3 月 9 日から令和 5 年 7 月 10 日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売</p>

店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第88条第 1 項の規定により、三百坊地区県営土地改良事業（宮崎市、県営ため池等整備事業）に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 縦覧に供する書類  
変更に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和5年3月9日から令和5年4月7日まで
- 3 縦覧場所  
宮崎市佐土原総合支所農林建設課内
- 4 その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 1 項の規定により、基

本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和5年3月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
基本測量（電子基準点測量及び機動観測）
- 2 作業地域  
宮崎県宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、東諸県郡綾町、児湯郡新富町、児湯郡西米良村、児湯郡川南町、東臼杵郡諸塚村、東臼杵郡椎葉村、東臼杵郡美郷町、西臼杵郡日之影町
- 3 作業期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県南那珂農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和5年3月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（路線測量）
- 2 作業地域  
宮崎県日南市大字平野字七迫
- 3 作業期間  
令和4年10月11日から令和5年2月20日まで

### 選挙管理委員会告示

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第10号

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成26年宮崎県選挙管理委員会告示第64号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月9日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧 (令和4年10月31日現在)			市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧 (令和5年3月9日現在)		
施設 の 名称	施設 の 所在地	収容 見込 人数	施設 の 名称	施設 の 所在地	収容 見込 人数
[略]			[略]		
都城市山之口勤労福祉センター	都城市山之口町花木1934番地 1	200	都城市山之口花木地区体育館	都城市山之口町花木2702番地	230
[略]			[略]		
仲塔溪谷の館	[略]	100	仲塔溪谷の館	[略]	50
[略]			[略]		